

資料 2

第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画 素案（抜粋）

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 子ども・子育て支援新制度について.....	2
(1)子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度の概要.....	2
(2)制度の全体像.....	3
(3)子ども・子育て支援給付	4
(4)地域子ども・子育て支援事業.....	4
3 計画の期間	5
4 計画の位置付け	5
5 計画の策定方法.....	6
第2章 古河市の現状	7
1 古河市の人口・世帯の状況	7
(1)人口の状況.....	7
(2)人口動態の状況.....	8
(3)就業の状況.....	9
2 子育て家庭の意識と実態	10
(1)子育ての環境	10
(2)平日の定期的な教育・保育事業の利用状況.....	13
(3)地域子育て支援拠点事業の利用状況.....	14
(4)事業の認知度・利用経験・利用意向.....	15
(5)子どもの病気の際の対応.....	16
(6)子どもの不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一預かり等の利用	16
(7)放課後の過ごし方	17
(8)子どもの生活や家庭のこと	19
(9)児童虐待への過剰な行為・対応.....	19
(10)子育ての環境や支援	20
3 子ども・子育て支援事業計画(第1期)の検証	21
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的視点	26
3 基本目標・施策の体系.....	27
第4章 施策の展開	28
1 教育・保育提供区域	28
(1)教育・保育提供区域とは	28
(2)教育・保育提供区域に求められること	29
(3)市の教育・保育提供区域の検討.....	30
2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など.....	32

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】	32
(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】	32
(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】	33
3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など	35
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	43
5 地域における子育て支援の充実	44
(1)地域における子育て家庭への支援	44
(2)仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進	50
(3)子どもや親の健康づくり	52
6 専門的な支援の充実	58
(1)障がい児支援の充実	58
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	61
(3)児童虐待防止対策の充実	62
第5章 計画の推進	66
1 計画の推進体制	66
2 計画の進捗管理	66
第6章 資料編	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、近年の急速な少子化や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。さらに、平成24年8月には、「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育、地域での子ども・子育て支援の総合的な取組が推進されています。

古河市では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行にともない、子ども達が健やかに成長できる社会の実現や子どもを生き育てやすいまちづくりを目指して質の高い幼児期の学校教育・保育、地域での子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

市内には、子育て支援センターなどをはじめとする子育てに関する資源や機能が整備されてきています。平成27年度からの5年間では、待機児童解消に向け、教育・保育施設や放課後児童クラブの整備を進め、教育・保育施設の定員数は4,783人（226人増）、放課後児童クラブの利用定員数は1,628人（267人増）と拡大しました。待機児童数は減少傾向にありますが、保育ニーズなどの高まりにより解消には至っておらず、教育・保育の質の向上や安心安全な子育て環境の整備など継続して取り組むべき課題は山積みです。また、子どもを産み育てることへの不安や孤立感を持つ保護者の増加、児童虐待など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援の必要性が高まっています。

この「第2期古河市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

3 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間で計画期間とします。

計画名 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
総合振興計画	第2次古河市総合計画(第Ⅱ期基本計画)				(見直し)
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画				
地域福祉計画	(第3期)				
健康づくり基本計画	(第3次)				
障害者基本計画	(第3期計画)			(見直し)	
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)			(見直し)
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)			(見直し)
虐待DV対策基本計画	(第2期)			(見直し)	
古河市教育振興基本計画	前期計画		(見直し)		
古河市公立保育所運営ビジョン	古河市公立保育所運営ビジョン(平成30年度～令和9年度)				

4 計画の位置付け

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- ② この計画は、「第2次古河市総合計画」(基本構想：2016年度～2035年度、第Ⅱ期基本計画：2020年度～2023年度)に基づく部門計画として位置付けられるとともに、関連計画と整合性を図り、策定するものです。

※ 本計画と「SDGs」の取り組みについて

・「SDGs」とは

「持続可能な開発目標」として平成 27（2015）年 9 月国連で採択され、令和 12（2030）年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための先進国を含む世界共通の目標（17 ゴール、169 ターゲットで構成）を指します。

社会・経済・環境の 3 側面と 5 つの P（People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership）を重視しており、キーワードは「誰一人取り残さない」としている。これから政府や企業、大学・研究機関、市民社会などあらゆる取り組みが期待されています。

・本計画での取り組み

古河市として 17 ゴール（目標）について、第 2 次総合計画後期計画で取り組むのに伴い、本計画においても施策展開と整合する下記の SDGs の 3 ゴール（目標）について取り組むこととし、本計画の施策を目標達成のターゲットとして位置づけるものとしています。



5 計画の策定方法

- ① この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

■ 調査概要 ■

調査方法	郵送配布－郵送回収法			
調査期間	平成 31 年1月 10 日(木)～ 平成 31 年1月 28 日(月)			
回収状況	調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
	就学前児童	1,000 件	437 件	43.7%
	小学生	1,000 件	426 件	42.6%

- ② この計画は、市民、関係団体等からなる「古河市子ども・子育て会議」で委員へのアンケートや検討を重ね、策定しました。

委員からの主な意見

● 良い点

- ・待機児童の多い0～2歳を受け入れる施設が設置される予定ということで、古河市の子育て支援は充実したものになりつつある。
- ・子ども・子育て会議の中での説明や、現場の方々の話を聞く限りでは、特に大きな問題は無いと感じている。
- ・最近では保育時間内に、英会話や運動教室などを受けられるようになった。古河市や園が行うものとしては今のままで十分だと思う。

● 要望・改善を望む点

- ・特色のある教育・保育施設が多く存在すべき。
- ・量を増やすのは慎重に進めてほしい。
- ・待機児童は多いため、地域型保育事業の認可増が必要ではないか。
- ・保育士の確保が進まない現状があるため、保育士の確保を進めてほしい。
- ・保育者が日常の保育の中で、子供の成長につながる対応ができるような保育者育成を望む。
- ・保育士等の処遇改善に努めながら、職員のスキルアップを図ってほしい。
- ・地域で子育てを支える必要性や重要性を啓発し、地域全体で取り組む為の施策をしてほしい。
- ・色々な状況の家庭にも情報が行き渡るようにしてほしい。
- ・ひどい児童虐待が後を絶たず、父親の虐待と母親のDVも連鎖している。そのような母親と子どもを守る取組をもっとしてほしい。

3 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の検証

第1期事業計画につきまして、次の事業について実績を基に検証し、評価を行いました。

1. 教育・保育・地域型保育

（1）1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (計画値) ①	2,072人	2,021人	1,929人	1,692人	1,656人
利用定員数 (実績値) ②	2,181人	2,226人	2,236人	2,226人	2,060人
申込者数 (実績値) ③	1,898人	1,842人	1,791人	1,745人	1,695人
過不足②-③	283人	384人	445人	481人	365人
実績に対する評価					
<p>1号認定につきましては、平成27年度の計画当初から利用定員数が申込者数を上回っている状況であり、需要に対し供給が十分応えている状態です。</p> <p>なお、入所者実績は、市内に住民登録がある子どもの入所者実績であるため、市外からの入園児がいることから、実際の過不足はもっと少ないこととなります。また近年、認定こども園では、保育ニーズの高まりから、1号定員を減らし、2号定員を増やす傾向にあるため、定員数は減少傾向にあります。今後については、2号認定の需要も勘案しながら過不足の調整を行う必要があります。</p>					

（2）2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (計画値) ①	1,704人	1,662人	1,587人	1,408人 (中間見直し後)	1,404人 (中間見直し後)
利用定員数 (実績値) ②	1,463人	1,448人	1,513人	1,575人	1,596人
申込者数 (実績値) ③	1,332人	1,332人	1,374人	1,426人	1,459人
過不足②-③	131人	116人	139人	149人	137人
実績に対する評価					
<p>2号認定につきましても、実績ベースで、供給（利用定員数）が需要（申込者数）を上回っており、平成27年度から待機児童の発生はありません。保育ニーズの高まりに対応するため、適宜民間保育園等の整備を進めたことで増え続けている申込者数に対応でき</p>					

ている状況です。なお、今後の需要については、少子化や女性就業率の高まりなどの要因が需要の増減に影響しますので、その動向に注視しながら、公立保育所運営ビジョンに基づく公立保育所の統廃合と並行し、既存の民間保育園、認定こども園の利用定員の増減の調整に必要な定員の確保に努める必要があります。

(3) 3号認定【0～2歳児保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (計画値) ①	1,219人	1,175人	1,144人	1,049人 (中間見直し後)	1,041人 (中間見直し後)
利用定員数 (実績値) ②	913人	1,002人	1,031人	1,072人	1,127人
申込者数 (実績値) ③	956人	1,060人	1,084人	1,085人	1,158人
過不足②-③	▲43人	▲58人	▲53人	▲13人	▲31人
実績に対する評価					
<p>保育ニーズの高まりに対し、保育所、小規模保育施設等を整備し、定員数を増やしておりますが、需要の伸びに対し、施設整備が追い付いていない点、必要な保育士が確保できていない状況が続いており、待機児童の解消には至っておりません。待機児童はすべて0.1.2歳児となっておりますので、今後は小規模保育施設等の整備や保育士の確保を推進し、早期の待機児童解消を目指す必要があります。</p>					

※参考

待機児童数の推移（4月1日現在）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
8人	41人	38人	30人	15人

※待機児童数につきましては、国の保育所等利用待機児童数調査要領に従い報告をしておりますので、上記実績の過不足とは異なります。

2 地域子ども・子育て支援事業

各事業の実績に対する評価は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

市では母子保健型を実施し、妊娠届出時の面接やアンケートを基に、すべての妊産婦を対象に専門職による電話相談や訪問を実施し、要支援妊産婦の把握と支援に努めてきました。母子保健型は、特に妊娠期からの母子保健や育児に関する相談並びに関係機関との連携に強みがありますが、子育て期の相談支援の充実と地域連携を実施していく上では、併せて基本型の実施の検討を進める必要があります。

(2) 時間外保育事業

平成 27 年度以降新設した民間保育施設を含む、市内の私立幼稚園を除いたすべての保育施設 (39 施設) において、標準保育時間 (11 時間) 外の延長保育を実施することで、施設数の増加とともに就労形態の多様化に伴う保育時間の延長の需要に対応してきました。今後も引き続き市内保育施設で実施し、就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応を図る必要があります。

(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

平成 27 年度から対象学年を 6 年生までに拡大し、継続的に待機児童が発生している児童クラブや老朽化した施設を優先し整備を実施してきました。就労等で昼間保護者がいない児童が放課後安心して生活できるよう平成 30 年度より民間事業者に運営を委託し、民間のノウハウを活用し、より専門的な運営を図っています。今後も各クラブの児童数や利用の状況を把握しながら、整備を進める必要があります。(令和元年度末:外部委託 20 校、運営補助 3 校)

(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に一時的に施設において養育を行うことは有効な支援となっています。市ではこれまで 2 歳以上児の受け入れ可能施設と委託契約を行っていましたが、令和元年度から 2 歳未満児の受け入れ可能施設とも委託契約し、支援体制の充実を図ってきました。引き続き、相談業務を通して、養育困難な家庭を把握し対応を図る必要があります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

平成 27 年度からの 4 年間の訪問率は、約 98%であり、新生児期に訪問する件数が増え、より早期から支援を開始することで、産後うつ防止や育児不安の軽減に効果を上げています。今後も、未訪問者への対応とともに全戸訪問に努める必要があります。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問実施件数は増減を繰り返していますが、特に妊娠中から支援が必要な特定妊婦は増加傾向にあります。事業の対象者は、保護者の養育能力や経済的な問題、虐待など様々な問題を抱えているため、今後も関係機関と連携を取りながら支援する必要があります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者の交流の場を提供し、子育て等に関する相談、情報の提供、子育て支援に関する講習等を民間 7 か所、公立 3 か所で実施しています。施設数は中学校区に 1 施設以上あり十分な状況ではありますが、親子交流や遊び場の提供が主な事業となっており、今後は子育てに不安、悩みを持つ保護者の相談、援助等の機能の充実が必要です。

(8-1) 一時預かり事業【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の預かり保育は、幼稚園、認定こども園の教育認定（1号認定）の児童で、その幼稚園、認定こども園に在園している子どもが対象です。普段在園している幼稚園等で、教育時間外や夏休みなどの長期休暇期間にお預かりを実施しています。在園児が対象であり、市内すべての幼稚園等で実施していることから、今後も需要に応えられるよう引き続き実施していく必要があります。

(8-2) 一時預かり事業【幼稚園在園児以外の預かり保育】

公・私立保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設等 15 か所で仕事や急病、私的事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児の保育を実施しています。待機児童の受け皿になってしまっている側面もあり、利用件数も多い事業でありますので、引き続き多様な保育ニーズに対応できるよう実施する必要があります。

(9) 病児・病後児保育事業

市内2か所で体調不良児対応型の事業を実施していましたが、平成30年度に1か所新設の保育園で実施個所が増え、さらに、令和元年度に、新設の保育園に病児対応型、体調不良児対応型の施設が増えることにより、保護者の多様な保育ニーズに対応してきました。なお、病児対応型は、全国的に稼働率が低く、キャンセル率の高い事業であるため、稼働状況（ニーズ）を注視していく必要があります。

(10) 子育て援助活動支援事業

ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

市では、児童クラブが充実しており、本来の事業である相互支援サービスの就学児の利用実績はありませんが、引き続き、協力会員の確保に努め、サービスを継続して実施していく必要があります。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊娠届出、転入時に健康診査受診票を交付し、公費負担で14回の妊婦健康診査の費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。妊娠初期の届出は増加傾向にあり、妊娠初期より母子の健康管理と継続的な支援が必要な妊婦を把握し、支援につなぐことができるため、今後も同様に事業を継続していく必要があります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況を勘案して、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用（1号認定の副食費分）、文房具等の購入に要する費用等について費用の一部を補助しました。低所得世帯の費用を補助する事業となりますので、引き続き事業を継続して実施していく必要があります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実施事業なし。

必要に応じて事業実施の検討の必要があります。

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、より専門的な知識を得るための研修を毎年受講しています。また、協議会の構成メンバーに対してレベルアップをするための研修会を実施しています。今後、関係機関との連携はさらに重要になってくることが考えられるため、母子保健担当部署と協力しながら事業を継続していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

市では、これまで、すべての子どもが健やかに成長していくための環境づくりや、子どもを育てるすべての親と将来親になる世代が子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりを持った子育てができる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

今後も温かく子どもと子育て家庭を見守るまちであるよう、本計画においては、第1期計画の基本理念「笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが 健やかに育つまち「古河」」を基本として、子育て家庭だけでなく、学校や地域もともに子育てに関わり、その喜びを感じられるまちを目指すものとして、基本理念を定めます。

笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが
健やかに育つまち「古河」

2 基本的視点

今後進めていく様々な施策については、これまで古河市における子どもの育ちや子育て支援を推進する上で継承されてきた普遍的な考え方に加え、「子ども・子育て支援法」における考え方を踏まえて実施していく必要があることから、次の3つを計画の視点として掲げます。

1 子どもの最善の利益を実現する視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの健全な育成のための支援や子育て支援の充実を図ります。

2 子どもと子育て家庭を多面的に支援する視点

すべての子どもと子育て家庭のニーズに柔軟にきめ細かく対応できるように、各種保育サービスや子育て支援サービスの提供、子育てに関する各種相談や情報提供などを充実するとともに、ひとり親家庭や要保護児童など特に支援の必要な子どもや子育て家庭には個別のニーズに合わせた支援を行い、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

3 地域全体で子ども・子育てを支援する視点

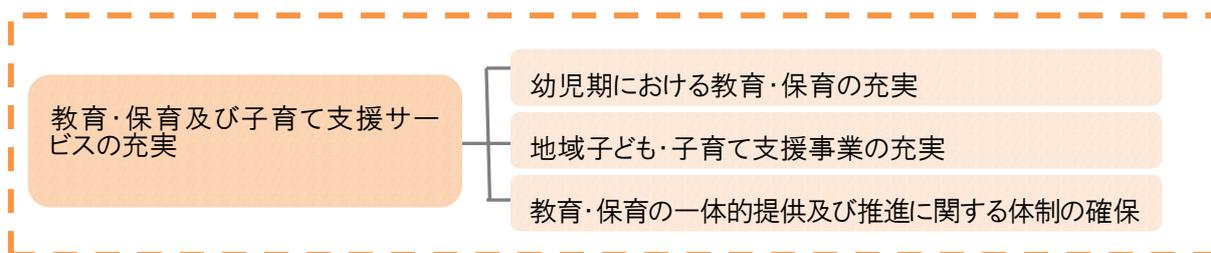
子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識の下に、家庭、地域、学校、行政など様々な機関がつねに連携を保ちつつ、相互の情報交換や子どもと子育てによりよい環境づくりに向けて協働で取り組むことが必要です。子どもを取り巻くすべてのことがらについて関係機関が一体となって取り組む協働体制により、実効性のある計画の推進を目指します。

3 基本目標・施策の体系

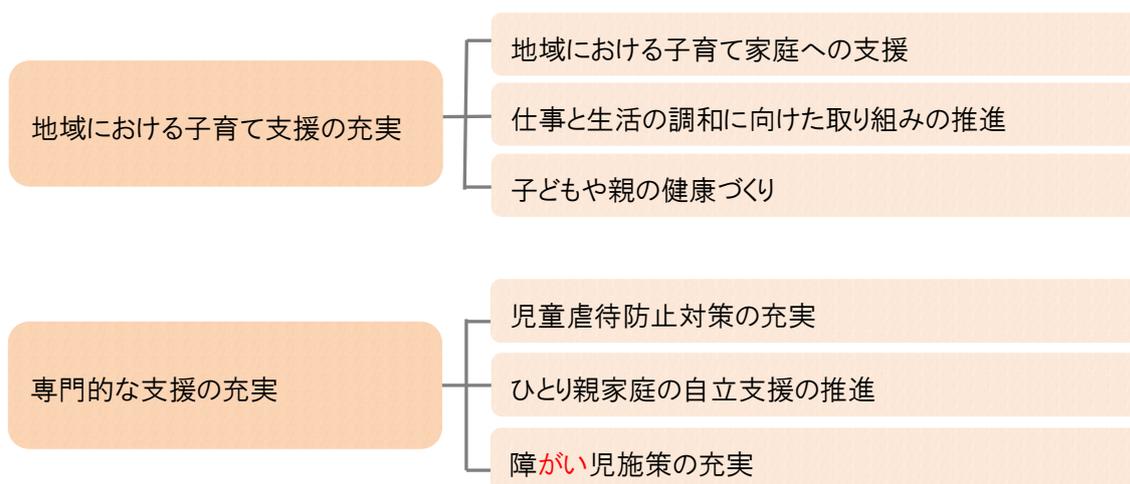
この計画の推進にあたっては、これまで子ども・子育て支援の推進に向け取り組んできた「第1期子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を踏まえ、次の3つを基本目標とし、子ども・子育て支援新制度における子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

《基本目標》

《施策の方向》



【子ども・子育て支援事業計画】 の必須記載事業を含む



第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■ 目的および区域設定の考え方

地域特性を踏まえた区域設定を以下の条件を踏まえて設定します。

項目	内容
目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。
具体的な区域のイメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて設定。
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
区域設定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定。

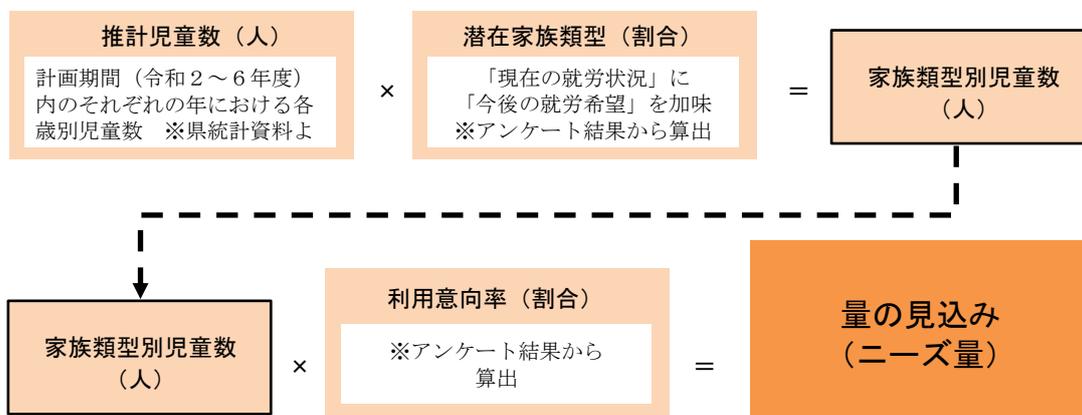
資料：基本指針

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

項目	内容
各年度における教育・保育の 量の見込み 並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の 確保の内容及びその実施時期	<p>1) 各年度における教育・保育の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（量の見込み）</p> <p>2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（確保内容および実施時期）</p>
各年度における地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み 並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の 確保の内容及びその実施時期	<p>1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（量の見込み）</p> <p>2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（確保内容および実施時期）</p>

資料：基本指針

■「量の見込み」の算出方法



※第1期計画期間の利用状況等を踏まえ、「量の見込み」を補正しています。

(2)教育・保育提供区域に求められること

○ニーズ量の確保

令和2年度から6年度までの年度ごとに、教育・保育施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の区域ごとのニーズ量を算出し、確保方策を定めます。

○教育・保育施設の確認（利用定員の設定）

教育・保育施設の確認申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用

定員を定めた上で確認します。

○教育・保育施設の認可（地域型保育事業）

地域型保育事業の認可申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で認可します。

○市民の利用範囲

区域設定は区域内の市民の優先的な入所等を定めたり、区域外の市民の入所等を妨げたりするものではありません。

○事業ごとの区域設定

区域は、実態に応じて、提供する事業ごとに設定することができます。

(3)市の教育・保育提供区域の検討

地域区分の条件としては、地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、各地域に保育園と幼稚園が1カ所以上立地するよう教育・保育提供区域に設定することが理想です。

区域数によるメリット・デメリットを見ると、区域数を多くし狭い範囲で事業を実施する場合、一つの区域では利用する定員が余っているにもかかわらず、別の区域では定員を超えてしまうということが考えられます。利用する市民にとっては、教育・保育提供区域によって利用できる施設が限定されることはありませんが、施設を提供する際の考え方としては、区域ごとの必要利用定員を設定することになるため、確保方策をどのようにとるかが課題となります。

一方、区域を少なくし広い範囲で事業を展開する場合、利用者にとって日常の利用に適さない施設を含めた提供体制になることも考えられます。

■区域数によるメリット・デメリットについて

	区域数が多い＝区域あたりの範囲が狭い	区域数が少ない＝区域あたりの範囲が広い
メリット	<ul style="list-style-type: none">・利用者の居住区域に必要な事業・施設が整備され、利便性が高まる。・狭い区域で需給バランスを図るため、利用者の居宅近くにさまざまな施設・事業が整備される。	<ul style="list-style-type: none">・一時的な需要の増減等に対して、広域で調整がしやすい。・仕事の都合など、居住地区以外の施設・事業のニーズへの需給を区域内で見込める。・区域内にさまざまな施設・事業などが存在し、利用者の選択の幅が広がる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・区域内で需給バランスを取るため、隣接区域の状況に関わらず、区域内の整備が必要。・児童数の増減やさまざまなニーズの増減について、区域内では対応できない場合がある。	<ul style="list-style-type: none">・距離が遠いため、事業によっては区域内での利用が困難な場合が発生する可能性がある。・区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある。

■古河市における教育・保育提供区域について

利用者の視点に立つとともに、本市の人口規模・地形等や教育・保育を提供するための施設整備の状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業を除く事業については、引き続き、本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等、計画に位置付けることが適当であると考えられます。ただし、新規認可施設の設置については、待機児童の発生地域や民間施設の立地状況等を踏まえたうえで、公募制を導入して進めます。また、放課後児童健全育成事業については、小学校毎に事業を実施していることから、小学校区で区域を設定することとします。

2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方も含みます。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,745人	1,650人	1,611人	1,497人	1,366人	1,248人
② 確保方策 (認定子ども園、幼稚園)		1,975人	1,945人	1,835人	1,805人	1,775人
③ 過不足(②-①)		325人	334人	338人	439人	527人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方は含みません。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,449人	1,494人	1,517人	1,468人	1,394人	1,325人
② 確保方策 (保育園・認定こども園)		1,725人	1,695人	1,726人	1,741人	1,756人
③ 過不足(②-①)		231人	178人	258人	347人	431人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1～2歳児に分けて定めます。

■量の見込みと確保方策（全体）

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,189人	1,197人	1,152人	1,179人	1,206人	1,230人
② 確保方策	総数		1,308人	1,328人	1,347人	1,366人	1,388人
	保育園・認定こども園		1,106人	1,081人	1,076人	1,076人	1,076人
	地域型保育事業等		202人	247人	271人	290人	312人
③ 過不足(②-①)			111人	176人	168人	160人	158人

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

① 0歳児

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		249人	240人	244人	248人	252人	255人
② 確保方策	総数		258人	266人	271人	277人	284人
	保育園・認定こども園		207人	202人	200人	200人	200人
	地域型保育事業等		51人	64人	71人	77人	84人
③ 過不足(②-①)			18人	22人	23人	25人	29人

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

② 1～2歳児

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		940人	957人	908人	931人	954人	975人
② 確保方策	総数		1,050人	1,062人	1,076人	1,089人	1,104人
	保育園・認定こども園		899人	879人	876人	876人	876人
	地域型保育事業等		151人	183人	200人	213人	228人

③ 過不足(②-①)		93人	154人	145人	135人	129人
------------	--	-----	------	------	------	------

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

【確保方策の内容】

<令和2年度>

- 私立幼稚園1園の幼保連携型認定こども園への移行が予定されています。
- 認可外保育施設1園が小規模保育事業として認可を予定しています。
- 休止中の認可外保育施設が1園再開を予定しています。

<令和3年度>

- 小規模保育事業の新設が3園予定されています。
- 認可外保育施設1園が小規模保育事業(事業所内)として認可を予定しています。
- 家庭的保育事業(保育ママ)の新設が予定されています。

<令和4年度>

- 私立幼稚園1園の幼保連携型認定こども園への移行が予定されています。
- 小規模保育事業の新設を図ります。

<令和5年度以降>

- 小規模保育事業の新設を図ります。
- 家庭的保育事業の新設を図ります。

※各年度、認定こども園の1号定員を減し、2号定員を増す変更を見込んでいます。

3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

①利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

※事業内容の事例については、用語解説をご覧ください。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (窓口設置数)	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所	3か所
確保方策 (窓口設置数)		1か所	1か所	3か所	3か所	3か所

令和4年4月開所を目標に子ども家庭総合支援センターを開設し、事業の充実を図る予定です。

②時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、認定子ども園、保育園等において保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,997人	6,456人	6,408人	6,353人	6,238人	6,132人
②確保方策		6,500人	6,500人	6,500人	6,500人	6,500人
③過不足 (②-①)		44人	92人	147人	262人	368人
状 況		充足	充足	充足	充足	充足

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	必要定員 総数	1,525人	1,649人	1,678人	1,710人	1,751人	1,791人
	低学年(1 ～3年生)	1,255人	1,358人	1,381人	1,408人	1,442人	1,474人
	高学年(4 ～6年生)	270人	291人	297人	302人	309人	317人
②確保方策	定員		1,689人	1,718人	1,750人	1,791人	1,831人
	施設数		42クラス	44クラス	45クラス	45クラス	45クラス
③ 過不足(②-①)			40人	40人	40人	40人	40人
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行う居場所づくりを進める事業です。

【放課後児童クラブの令和6年度までの整備計画】

令和6年までに、余裕教室や利用率を考慮しながら、3カ所程度整備することを目指します。

【放課後子供教室の令和6年度までの整備計画】

市内すべての小学校において、利用を希望する児童に対して放課後子供教室を実施します。児童の自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立が図れるよう、体験活動や自主学習、遊びを行う居場所づくりを進めます。

④子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		35人日	42人日	42人日	42人日	42人日	42人日
②確保方策	ショートステイ		63人日	63人日	63人日	63人日	63人日
	実施箇所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
③ 過不足(②-①)			21人日	21人日	21人日	21人日	21人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	933人	863人	847人	833人	817人	802人
③ 確保方策	実施機関：市保健師、看護師(会計年度任用職員)、助産師(委託)、健康づくり協力員					

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84人	70人	59人	49人	41人	34人
②確保方策	実施機関：市保健師					

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後整備をするにあたり、訪れやすさを考慮し、親子にとって身近な地域の拠点となるよう、充実していく必要があります。

■ 量の見込みと確保方策

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,160人回	10,262人回	9,565人回	9,392人回	9,223人回	9,058人回
②確保方策	7か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

■ 市内の地域子育て支援拠点一覧（令和2年3月現在）

施設名	住所
古河市立第三保育所 地域子育て支援センター	古河市中田 1619
古河市立第四保育所 地域子育て支援センター	古河市新久田 245-5
子育て支援センターわんぱく	古河市水海 2356（白梅保育園内）
子育て支援センターこぼと	古河市磯部 1648-1（こぼと保育園内）
子育て支援センターあさひ	古河市旭町 2-9-39（あさひ保育園内）
子育て支援センターげんきっず	古河市諸川 1779-3（諸川保育園内）
駅前子育て広場 駅前地域子育て支援センター	古河市本町 4-1-1（駅前子育て広場内）
子育て支援センター ひだまりの杜	古河市大山 1599-10
子育て支援センター ポコ・ア・ポコ	古河市尾崎 3521-9（認定こども園さんわ内）
子育て支援センター はなももカフェ	古河市仁連 853-1（はなもも保育園内）

⑧一時預かり事業

【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の在園児（1号認定）を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	教育ニーズ	57,131人日	55,614人日	54,300人日	50,457人日	46,029人日	42,065人日
②確保方策	認定こども園幼稚園		55,650人日	54,500人日	51,200人日	47,100人日	43,300人日
	実施箇所数		19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
③ 過不足(②-①)			36人日	200人日	743人日	1,071人日	1,235人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

【幼稚園在園児以外の預かり保育】

○一時保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園等で、一時的に預かる事業です。

○ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		10,505人日	9,490人日	8,635人日	8,190人日	7,759人日	7,348人日
②確保方策	保育園等		11,840人日	10,800人日	10,160人日	9,560人日	8,980人日
	実施箇所数		14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	ファミリー・サポート・センター		48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
	実施箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③ 過不足(②-①)			2,398人日	2,213人日	2,018人日	1,849人日	1,680人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑨病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		311人日	888人日	888人日	1,003人日	1,003人日	1,003人日
②確保方策	体調不良児対応型		564人日	546人日	546人日	546人日	546人日
	実施箇所数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	病児・病後児対応型		324人日	324人日	439人日	439人日	439人日
	実施箇所数		1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
③過不足(②-①)			0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
状況			充足	充足	充足	充足	充足

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)

子育ての援助を受けたい市民(利用会員)と子育ての援助を行いたい市民(協力会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■確保方策

本市では、児童クラブが充実しており、ニーズを掴んでいないため、見込量を0とします。なお、現在の事業は一時預かりのみです。

⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,014人 回	9,738人回	9,558人回	9,400人回	9,219人回	9,050人回
②確保方策	実施場所：受診医療機関他					

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

※【特定教育・保育施設】

市町村が施設型給付の対象として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■確保方策

市では、古河市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱に基づき、生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の利用に当たり必要とされる実費徴収額の一部に対し、国が定める補足給付に係る基準を上限として助成しています。保育料無償化後は、1号認定の副食費分につきましては、新制度幼稚園に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯及び第3子以降の子どもが対象となりますが、引き続き、世帯の所得状況などを勘案しながら適切な支援に努めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策

市では、新規参入事業者や私立認定こども園設置者の意見を勘案しながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講やネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者(アドバイザー)による研修会開催を行うほか、ネットワーク関係機関の連携強化を行う事業です。

■確保方策

市では、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、より専門的な知識を得るための研修を市職員が毎年受講するとともに、協議会の構成メンバーに対しては、毎年開催する研修会に出席を要請し、レベルアップを図っています。関係機関との連携はさらに重要になることが考えられるため、母子保健担当部署と協力し事業を実施します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、古河市子ども・子育て会議を計画の点検・評価する機関とします。

2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理すると共に、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況や整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行います。

古河市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、取りまとめた結果については、ホームページ等を活用し市民に公表します。



古河市子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和2年3月
企画・編集 茨城県古河市
〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
T E L 0 2 8 0 (9 2) 3 1 1 1 (代表)
U R L <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>